

**行政法**（配点 40 点）

**【問題】**

申請に対する処分と不利益処分の違いについて、以下の各設問に答えなさい。なお、解答にあたっては行政手続法を前提に、該当する条文を指摘しつつ論じなさい。

**【設問 1】**（配点 10 点）

処分の名宛人となるべき者の意見陳述のための手続が、申請に対する処分については保障されておらず、不利益処分についてのみ保障されているのはなぜかを論じなさい。

**【設問 2】**（配点 10 点）

審査基準の設定・公表は義務とされているのに対し、処分基準の設定・公表は努力義務とされているのはなぜかを論じなさい。

**【設問 3】**（配点 20 点）

申請に対する処分（拒否処分）、不利益処分のいずれについても、理由の提示が必要とされているが、その趣旨について、判例を踏まえて論じなさい。

以上